

## 第18回 浅川流域協議会

日 時：平成23年1月21日（金）

午後6時30分から8時30分

場 所：長野市吉田公民館 多目的ホール

### 1. 開 会

#### ○事務局

定刻になりましたので、ただいまから第18回浅川流域協議会を開催させていただきます。

私、事務局を務めております、浅川改良事務所次長の青木勉です。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より諸連絡を差し上げたいと思います。まず1点目ですけれども、名札でございます。会員の皆様には、受付でお配りいたしました名札を会議終了までつけていただくようお願いいたします。

2点目です。駐車券ですけれども、本日、ノルテ駐車場をご利用の方は、受付にて手続をしていただきますと料金が無料になりますので、まだの方は、お帰りの際にはお申し出ください。

3点目ですけれども、発言についてでございます。会議中のご意見、ご質問の際には、挙手、起立の上、係の者がマイクをお持ちしますので、会員番号とお名前を言ってから発言をしていただくようお願いいたします。関係行政機関の皆様も、所属とお名前をお願いしたいと思います。

なお既にご承知かと思っておりますけれども、本日は流域協議会ということでございまして、会員以外の方からのご発言はお受けかねますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4点目ですけれども、本日の資料確認をさせていただきたいと思っております。お配りしております資料は、全部で3種類ございます。1点目は、A4判の会議次第、1枚物です。2点目は、A3判の論点再確認報告書概要版、A3のカラーのものでございます。3点目は論点再確認報告書ということで、厚めのA4でとじたものでございます。

以上ですけれども、会員の皆様には、このほかに会員名簿と流域協議会会則が配られていると思っておりますけれども、ご確認をお願いしたいと思います。不足している方はございませんでしょうか、よろしいですか。

それから、本日の会議時間でございますが、途中、休憩を挟みながら8時30分の閉会とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。以上が連絡事項でございます。

それでは本日の議長でございますが、市村座長さんをお願いをしたいと思います。市村さん、議長席のほうへお願いいたします。

## 2. 新座長代理、新会員紹介

### ○市村議長

本日は足もとのお悪い中、ご参加をいただきまして、ありがとうございます。早速、これから会を始めさせていただきますが、その前に第17回、前回ですか、座長代理さんも交代をしておりますので、まずその紹介からさせていただきますと思います。

お一人は前島肇さん、もうお一人が平岩信邦さんです。それでは前島さんからちょっと簡単にご紹介をお願いします。

### ○前島座長代理

ご紹介いただきました前島でございます。

前任者の関茂男さんが、ご高齢ということでバトンタッチをさせていただきました。出身は関さん同様、●●でございます。微力ではございますが、皆様のお役に立てればと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

### ○平岩座長代理

副座長に選出をされました、●●に住んでおります平岩と申します。

私もこういう場に来るのは全く不慣れなもので、非常に緊張しているんですけども、また、皆さんの協力も得て、よい運営をしていきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

### ○市村座長

それと、新会員の方が3名、新しく入会をされましたので、ちょっとご紹介をさせていただきますが。紹介された方は、簡単に自己紹介をしていただきたいと思っております。

まず193番の浦山文子さん、いらっしゃいますか、お見えではないですか。では、そのお二人目が194番の朝比奈卯一様。

### ○朝比奈会員

朝比奈卯一と申します。住まいは●●の●●という地名のところに住んでいます。ここに家を建てて20数年になります。

それで、浅川ダムとかダムの問題いろいろ知りたくて、奈良の大滝ダムとか、あの崩れているダムとか、それから、穴あきダムの最初の益田川ダムとか、いろいろなところを見て歩いていますので、そうしたことも含めて、いろいろ意見とか、川の問題で話していきたいと思って参加しました。よろしく願いします。

### ○市村議長

ありがとうございます。それでは、お三人目が195番西澤幸雄さん、お願いいたします。

○西澤会員

下流域の●●の西澤幸雄でございます。よろしくお願いします。

○市村議長

では、浦山さんはまたお見えに、欠席という連絡は入ったんですか、入ってなければ、またお見えになったら紹介をさせていただきます。

それでは、これから開会をさせていただきますが、その前に座長として一言申し上げたいと思いますが。

この流域協議会というのは、平成15年8月に当時田中知事時代に県の要請で、浅川の治水・利水について住民から提言をいただきたいというような趣旨でスタートしまして、約16回、連続して会議を開きました。熱心に皆さん、仕事を大分お持ちの方もいらっしゃったと思うんですが、大体夕方6時半から8時半、9時まで、浅川の治水について大変熱心に、貴重な意見もいただいて議論してきた経緯がございます。

そういう中で、今回、阿部知事が、11月29日に浅川ダムの継続というようなお話がありまして、住民説明会がそのあと2回開かれたわけですが、ちょっと座長として残念に思っているのは、住民説明会をやるときに、前に、そういう経緯から浅川の流域協議会にお話がなかったということについて、これは私だけでなく、会員の中からもそういう声が挙がっておりました。今後も、皆さん本当に熱心に浅川の治水ということを、先ほども話があったように、勉強もされて提言をいろいろしたと、こういうような経緯からぜひともひとつ、その辺はご認識をいただきましてお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

それでは、まず阿部知事から、浅川ダムに関する知事の判断ということでお話をいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

### 3. 阿部知事から浅川ダムに関する説明

#### (1) 知事の判断について

○阿部知事

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました、長野県知事の阿部守一でございます。

今、まずは座長のほうからお話ありましたが、流域協議会の皆様方とこういう機会を設けることが、時間がかかり遅くなってしまったことはおわびしたいと思います。

私としては、浅川流域の皆様方への説明会という形で昨年行わせていただきましたけれども、流域協議会の皆様方に対するご説明を決して軽視してきたわ

けではないということで、ぜひご理解いただきたいと思います。日程調整の結果、ちょっと日程的には非常に、1月も半ば過ぎという形になってしまいましたけれども、ぜひ皆様方の、これからも浅川の治水について広くご協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、まずは、おわびとお願いを申し上げたいというふうに思います。

浅川ダムの問題につきましては、本当に田中県政以前から、田中県政、村井県政、そして私と、ずっと流域の皆様方も含めて、本当にいろいろなご議論をいただきながら進められてきたわけでありましてけれども、先ほど座長のお話にもありましたけれども、昨年11月29日に、私は浅川ダム建設継続を認めるという判断をさせていただきました。

選挙中、昨年の夏の選挙でありましたけれども、選挙中、私は県民の皆様方に、私自身が納得できる結論を出して、そして、説明責任を果たしたいということでお話をしてまいりました。知事就任、9月1日でありましたけれども、8月8日当選した後に建設部河川課、まだ就任前でありましたけれども、呼んで、これまでの経過等も含めて、私自身、県政からしばらく離れておりました間にダムの問題もいろいろな議論を経て、浅川ダムは穴あきダムという形になって、本体工事が着工されているということになっておりましたけれども、その状況等について把握をさせていただきました。

その後、これは私だけではなくて、少し庁内で十分な作業を行う必要があるということで、隣におります和田副知事をキャップとした論点再確認作業を、河川課の人間だけではなくて、部局横断的に行ってもらおうという形で、課長級を集めて再確認の場をつくったわけでありまして。私としては、チームに対しては、予断を持たずに確認してほしいと。私自身、これ率直に言って、知事に就任した直後、ダムが本当に必要であるのか、ないのか、あるいは安全性についてどうなのかというところについて、1回説明を聞いただけでは、正直いってなかなかよくわかりにくいなというふうな部分もありました。

私としては、ぜひ再確認作業に当たっては、ダムの中止から継続まであり得るという前提で検討をしてもらいたいということで、指示をしました。それから、本当に賛成、反対、いろいろな方々のご意見があるわけですので、そうした住民の皆様方の意見に真摯にこたえることができる再確認作業をするようにということで、検討をさせました。

その間、私も途中で中間的な状況を聞いたりしていろいろやりとりを、私からもいろいろな注文をつけたりしたわけでありましてけれども、そうした論点再確認作業の結果の報告を受けて、昨年11月29日に、私としては、このダムを継続するという判断をさせていただいたわけでありまして。

私は、ダム建設の問題、これいろいろな行政が行っている事業があると思います。例えば市民会館をつくるとか学校も建てるとか、いろいろな事業があると思いますけれども、このダム建設の問題は、人の生命・財産にかかわる問題であるということでもあります。

私自身の個人的な思いとか価値観ということではなくて、むしろ、今、いろ

いろなダムをめぐっての議論というのは全国的に行われている部分がありますけれども、しかしながら、私としては県知事という立場で、住民の皆さんの生命・財産をどうやって守るのか。その手段として今の制度、あるいは国の定めている基準、そうしたものに照らして、どうしたことが最善であるかという観点で検討をさせてもらいました。私自身、そうしたものを踏まえて判断をさせてもらいました。また、浅川ダムについては、これ既に河川整備計画の認可を得て、県議会の議決を経た上で建設に着工しているということでもありますので、私自身、例えばまだ構想段階のものというものは、いささか異なる視点での判断を行わざるを得ないというふうに考えました。

再確認作業の報告を受けた結果として、私としては、ダムの建設を中止すべき重大な問題点はないということで判断をいたしまして、浅川ダムの建設継続を認めるということにいたしました。

再確認作業、あるいはその前の河川課からの説明等を通じて、これ率直に言って、私は、正直言って、私自身なかなかわかりづらい説明であったなど。なかなか私自身わかりにくい部分が多いなど。県民の皆様、住民の皆様に対しては、もっとおそろくわかりづらい部分があったのではないかとというふうに思っております。

こうした行政と皆さんとの間の情報の共有化とか、あるいは、わかりやすい形での情報提供、そうしたものについては大きな課題であるというふうに思っておりますし、後ほど、論点再確認の具体的な内容について副知事のほうからご説明しますが、必ずしも、今まで皆様方の疑問に対して、ストレートに答え切れていなかった部分はあったのではないかとというふうに思っております。

言い方がちょっと悪いかもしれませんが、建設を推進するに当たって都合が悪いと言われるような、思われるような情報も含めて今回はオープンにすると。今回は、皆様方に対して説明するというスタンスで取り組ませていただいております。ぜひ皆様方のご理解をいただければというふうに思っております。

また浅川ダムの問題は外水、浅川の外水、内水氾濫がありますけれども、外水対策ということでもあります。ダムだけで浅川の治水は完全なものにはならないというふうに、私は考えております。ぜひ、これは今後、皆様方のご協力も得て、そして地元の長野市、あるいは小布施町の協力も得ながら内水対策をさらに進めていかなければいけないと思っておりますし、あるいは、ソフト的な対策も、皆さんの協力のもと行わなければいけないというふうに思っております。また千曲川の狭窄区間の掘削等についても、これは国土交通省に対して強く求めて、早急な実施を迫っていかなければいけないというふうに思っております。

まだまだ浅川ダムは、今、建設中でもありますし、浅川の治水については、本当に行わなければいけないことはダム以外にもあるわけでありまして、皆様方のご理解とご協力を得ながら、本当に安心して暮らすことができる長野県をつくっていききたい。この浅川の治水の問題についても、皆様方と一緒により充

実した、これはダムだけではないですね、内水対策も、あるいはソフト対策も含めた対策を引き続き行っていきたい、取り組んでいきたいと、そう思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

また、皆様方のほうからいろいろとご質問等あろうかと思ひますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願ひいたしまして、私のほうからの報告とさせていただきますたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## (2) 論点再確認報告の概要について

### ○市村議長

それでは次に論点再確認と、お手元に行っていると思ひますが、これにつきまして、和田副知事からご説明をいただきたくと思ひます。

### ○和田副知事

皆さん、こんばんは。長野県副知事の和田恭良でございます。私のほうから、浅川ダムの論点再確認の内容につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

この確認作業、ただいま知事から申し上げましたとおり、私が責任者となりまして、昨年の11月29日に最終的な報告書としてまとめまして、知事に提出をさせていただいております。内容が50ページということで大変分厚い、皆さんのお手元にあるかと思ひますが、分厚いものでございますから、今日、私どものほうで概要版ということで、A3の1枚の紙をお配りしてあります。私のほうは、そのA3の1枚の概要版に沿いまして、主要な点を説明をさせていただきたいと思っております。

報告書、あるいは前にあります、このパワーポイントの図などをごらんいただきながらと思ひます。失礼ですが、座って説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、まずこのA3の1枚、概要版のところを見ますと論点を書いてございますが、論点1から5までございます。まず論点1の「ダムの必要性について」ということでございます。ダムは、外水氾濫やゲリラ豪雨による洪水を軽減することを確認したわけでございます。ここには書いてございませんけれども、裏返して申し上げますと、内水氾濫に対してはダムは効果がないということでございます。

まず、この論点の1-1「浅川ダムの治水効果」でございます。河川改修も進みまして、氾濫もなくダムは不要でないかという、こういうご意見に対してでございますけれども、河川改修、現在進捗率は94%ということでございまして、これが100%完了しても、ダムがない場合には、生命・財産を脅かすほどの流速、あるいはエネルギーを持った洪水が広範囲に氾濫するおそれがあるということでございます。

報告書の12ページ、あるいは前面のスクリーンをご覧いただきたいと思えます。浅川で、外水により氾濫する場所をいろいろと変えまして、その被害を想定したものでございます。図の赤い実線で囲ってあるところが今回のシミュレーションの範囲でございまして、シミュレーションにあたりましては、100分の1の安全度、基本高水流量450トンを前提にしております。

現在進めております河川改修、100%完了したところで、ダムがない場合にどうなるかということでございますが、この報告書の12ページ、あるいは今のここに出ております図というのは、建物の浸水など、被害額が最大になる場合の状況を示しております、千曲川合流点から上流、11.8キロメートルの地点から水があふれた場合に、この水があふれた場合にこのようになるという、こうしたシミュレーション結果でございまして、色がちょっとわかりにくいところでございますけれども、黄色のところは床上浸水、それから大人のひざ程度までつかれる状態ということでございまして、青いところがそれ以下の床下浸水であります。床上、床下合わせまして36,128戸が水につかるという、このように想定をされるということで、この場合に被害額が最大になるというふうに想定しております。

次に、報告書は1ページ戻りますが、11ページにも図がございます。図が変わっておりますが、これも同じ前提で、今度は被害額ではなくて、床上浸水の戸数が最大になる場合の状況を示しております、千曲川の合流部から上流へ右岸で3キロ、左岸で2キロメートルの地点の堤防が破れた場合にこのようになるという、このようなシミュレーション結果でございまして、この場合、深いところで水の深さが約1.6メートルの深さとなりまして、498戸が床上浸水となると、このように想定をされるわけでございます。以上、この想定図でございますけれども、これはダムがない場合でございます。

ダムがあればどうなるのかということで、これは図はついておりませんが、何百年に一度というような降雨の場合には別でございまして、100分の1確率、450トンの計画のもとで、ダムにこうした外水氾濫に対する効果があるということでございます。

次に、報告書の13ページの図をごらんいただきたいと思えます。後ろにも出ておりますけれども、この右側の図のA地点が書いてございますが、主要地方道浅川橋付近ということで、このA地点で川の水があふれた場合の想定図でございます。この場合、あふれた水は付近の道路、あるいは住宅地を濁流となって流れることが予想されるというようなことがございます。この場合、川の流速はどの程度なのか、図の中に示させていただいております、上流域では約3.8キロメートルの区間にわたりまして毎秒5～6メートル、中流域では毎秒3メートル～5メートル、中流域でそういう川の流速が予想されるところでございます。

同じ報告書の13ページの左側に、人の絵が描かれたグラフが描いてございます。このグラフでございまして、一般に毎秒1.5メートルを超えまして、

成年男子でも、水深が30センチ程度でも水中歩行が困難というふうに言われておりまして、ここに書いてありますグラフの曲線より右側上、右上になれば、安全な避難がなかなか難しいと、困難であるということを示している図でございます。先ほどの図の中のA地点のあふれる洪水の深さは約1メートルでありまして、川のすぐそばで川と同じ流速で、この場合には毎秒5～6メートルということでございまして、このグラフを使いまして、大変避難が困難だけではなくて、人的被害を生じるおそれもあるということでございます。

次に概要版のところで、いろいろちょっと飛んで申しわけございません、概要版のところに戻っていただきまして、論点1-1の中の、真ん中の表の2つ目の丸でございますけれども、そこにダムなしでは、川幅を広げなければ100分の1の治水安全度を確保できないというふうに書いてございます。これにつきまして、その右側の表の中に、一番下でございますが、ダムなしでの治水安全度というふうに書いてございまして、上流部では15分の1から20分の1と書いてございます。15年～20年に一度降るような雨までは安全に流せるということございまして、これは下流部でも50分の1程度ということでございます。こうしたことから、全流域で100分の1の安全度を確保するためには、河川改修とダム整備を一体的に進める必要があるというふうに考えております。

続きまして、論点1-2の「浅川ダムと内水対策」の関係でございます。これまで、ダムが内水氾濫に対して効果があるというような説明をしてきたのではないかということにつきまして、私ども資料等で確認をさせていただいております。数多くの資料を確認させていただきましたが、その限りでは、内水氾濫、外水氾濫をきちんと区別した説明はなされていたと思います。ただ過去、内水は国、あるいは外水につきましては県がそれぞれ分かれて説明をしていた時期がございまして、その時期に、県が外水氾濫に対する説明をする過程の中で、このような内水氾濫についての誤解を生じさせたと思われまして、こうした点は県としてもきちんと反省をいたしまして、その反省の上に立って、今後対応してまいりたいと考えております。

それから、次に1-3の「ゲリラ豪雨への対応について」ということでございます。ゲリラ豪雨に対するダムの効果を数値で示すことは大変難しいわけでございますが、実際に過去、長野市内で観測した雨が浅川流域に降ると、このように想定して、ダムがオーバーフローすることがあるのかどうかということを試算してみたわけでございます。

この概要版の表の右側でございますが、または報告書の15ページの下にも詳しく載っておりますけれども、この試算に使用した3つの降雨が記載してございます。昭和8年、12年、平成22年ということございまして、この降雨につきましては、2時間の降雨量でございますけれども、昭和8年のものにつきましては75ミリ、それから昭和12年のものは61ミリ、平成22年は104ミリの雨が降っておりまして、これは確率的に、上から200分の1、50分の1、200分の1超にそれぞれ相当するというものでございます。



試算の結果では、いずれもダム地点でオーバーフローすることはなく、ダムの調節機能効果というのは出ているわけですが、200分の1確率、200分の1超のそうしたものにつきましては、降雨の場合には、浅川の下流部であふれてしまうという、そのような結果が出ております。ダムには一定の効用は認められるものの限界があるということを示しております、治水施設の整備以外に、例えば避難訓練といったソフト対策なども充実させる必要があるというふうに考えております。

続きまして、資料の右側、概要版の右側でございますが、1-5の「浅川ダムの費用対効果」でございますけれども、ダムにより被害が軽減される額を便益、あるいは効果、(B)といたしまして、それからダム整備と完成後50年間の維持管理に要する費用をコストCとしたときに、このB/Cということで出しております、便益、ないし効果というものをコストの何倍かということをお示しした数字でございますけれども、河川改修後、ダム建設費用全体をとらえれば1.4倍ということで、また同じくダムの過去の、これまでの事業費を考慮せず、これからの事業費だけをとらえれば4.4倍ということになります。

次に、ダムを中止した場合にどの程度の費用が予想されるかという点でございますが、詳しくは報告書の25ページにも記載してございますけれども、ダム関連のこれまでの投資がむだになるのはもちろんでございますが、復旧費用などで約24億円。それから100分の1確率の安全度、450トンの基本高水流量を維持するということになりますと、河川の再改修費用として、約212億円～373億円が必要になるということでございます。

それから、概要版のほうには書いてございませんけれども、可能性としては、国庫補助金の返還とか、あるいは損害賠償金なども考えられるところでございます。

続きまして、論点2の「内水対策について」でございます。上に、ダムとは別に内水対策を進めることが必要と書いてございますが、まず2-1の「内水氾濫メカニズム」ということでございます。いわゆる内水氾濫は、千曲川の水位が上昇することで浅川流域に浸水被害が生じるというものでございますけれども、「ダムが内水被害を悪化させる可能性」があるという、こういうご指摘に対しまして、内水被害で近年、被害の大きかった昭和58年9月の洪水をモデルにシミュレーションを行ったものでございます。

報告書の29ページには、河川改修が100%完了したあとで、ダムありの場合の浸水状況載せてございます。赤い実線で囲まれたところが昭和58年の実際の浸水区域でございますけれども、シミュレーションの結果、浸水するところを着色してございます。深さによって色を違えてございますけれども、赤い実線の外側にも着色部分がついたり、あるいは実線の中に色がついていないという部分もございまして、58年当時とは浸水状況が変わっているというのをおわかりになるかと思えます。58年との違いは、河川改修とダムが完成しているということでございますけれども、ダムだけの影響をこの図から読みとるということはちょっとこれは無理ということでございます、ダムによる影響はどう

かということをごさいます、それにつきましては、報告書の30ページの図をご覧くださいかと思います。

ここでは河川改修が100%完了したあと、ダムがない場合とある場合の浸水するエリアといますか、ところの水位の比較を載せた図でございます。赤から黄色い色のついているところが、ダムがあることによって水位の低下が予想されるところでございますけれども、一方、青とか紫の着色があるところは、ダムがあることによって、逆に水位の上昇が予想されるところでございます。

それから、報告書の31ページにもグラフがあるわけでございますけれども、これは千曲川の合流点付近では、浅川から氾濫する時間が、ダムがある場合には1時間30分程度長くなるということが予想されるというものでございます。

なぜ水位が上昇するかということでございますが、ダムがありますと浅川本川の水位上昇が遅くなるということございまして、その分、長沼の排水機場のポンプが長く稼働をいたしまして浅川に流れ込む水量が増加するためと、このように考えられるわけでございます。こうしたことから、ダムとは別に千曲川の早期改修、あるいはポンプの増強など、さらなる内水対策を進めることが大変重要になるということでございます。

続きまして、論点2-2の「千曲川の改修」でございます。先ほど知事のほうからも話がありましたが、内水氾濫に対しては、大変、千曲川本川の水位を下げるのが効果的であるわけでございますが、国土交通省によりますと、川の狭窄部下流、千曲川の狭窄部下流の堤防がないところ、あるいは弱いところを整備したあと、立ヶ花の狭窄部につきまして掘削を短期間で実施したいという、このような考えがあるということをごさいます。

それから、続きまして、論点2-3の「下水道との連携」でございます。浅川右岸の市街地にかかる下水道の水が、浅川の下流部に流れ込んでいるわけでございます。この下水道の治水安全度というのは5分の1程度であるということございまして、これ自身で浅川の基本高水流量を低くする効果は小さいわけでございますけれども、内水氾濫とか、あるいは小規模降雨には一定の効果がありますので、被害軽減のためには関係機関が連携をしていく必要がございます。

それから、長沼排水幹線における二次内水という問題もございますけれども、これは浅川の排水機場のポンプ増強でも解消されない可能性があるということございまして、その場合に長沼幹線自身の改修が必要となることも考えられます。

続きまして概要版の裏にまいりますが、論点3「ダムの安全性」ということでございます。ダムにつきましては、位置の決定から工事発注、あるいは湛水試験など、大変、それぞれの大変重要な段階で国の専門家の会議に諮られまして、安全性についても厳しく確認をされているところでございまして、県民の皆さんから大変ご意見が多かった地質面での安全性につきまして、本当に再調査をしなくても大丈夫かということを中心に、私ども作業の中で、専門家の方

にお聞きをした結果でございます。お聞きしましたのは、ダム地質に詳しい土木研究所の脇坂氏と、元浅川ダム地すべり等技術検討委員会の委員長の川上氏の2名でございます。

その結果を表にまとめてございますが、まず3-1の「基礎岩盤」についてでございます。これについては非常に脆弱な岩盤ではないかという、こういうことでございますけれども、これにつきましては、変質度合いの強いスメクタイトというものがございまして、そのスメクタイトを含む岩盤であることは、これはもう既に織り込み済みであって、変質の度合いが強いところで試験を行い強度設定をしております、問題はないという見解でございました。

また、ダム軸が二転三転しているのではないかという点につきましては、浅川については相当念入りに調査をいたしまして、得られた情報の中から最も適切な軸を選定しているということで、変更は一般的にあることであり、浅川でもよりよいものを選択したことによるという、そうした説明がございました。

続きまして、3-2の「断層」についてでございます。初めに、ダム周辺に活断層があるのではないかという、こういう点でございますが、これにつきましては、仮にそのようなものがあればダム建設を行うべきではないけれども、地質学、あるいは地形学の観点で定められた国の指針に従った調査を行っておりまして、活断層はないとの見解でございました。

また、これに関連いたしまして、長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申で、再調査が必要とされたということにつきましてでございますが、まずF-V断層というものにつきまして、これにつきましては、地形に活断層であることを示す痕跡がないこと、また岩盤の上の層に活動による変位がないことなどから、地形学上の活断層ではないと。またF-9断層と線状凹地、くぼ地ですが、こういう線状凹地の関係につきましても、F-9断層が活断層であれば、断続的にでも断層上に凹地があるはずだが、そのような凹地はないと。線状凹地と位置や方向性が異なり、両者の関係はなく活断層ではないとの見解でございました。

また、再調査の必要性につきましては、川上氏は、どこまで調査すればよいのかという問題があると。地すべり等技術検討委員会としても十分討議して、もう調査しなくてもいいという見解がまとまったと。ダムをつくるのに必要なことはやり尽くしているというのが当時の委員会の結論である、時間がたったからといって状況が変わるわけではない、時間がないから調査をやめたわけではないと、こういうふうに述べられまして、また、脇坂氏も再調査の必要はないという、こういう見解でございました。

また、善光寺地震の震源地に近くて危険ではないかという点でございますが、善光寺地震と同程度の地震が発生した場合の揺れや力を分析し、十分安全であることを確認していると、地震の揺れに対しては、ダムの設計面で対応しているという、このような見解でございました。

それから、論点の3-3「地すべり」でございます。まず貯水池に地すべり地があるという、こういう点でございますが、これにつきましては、日本のダ

ムは地すべりに対する対応を避けて通れないということをごさいます、国の技術指針に従った調査を行ってございます、対策工事、これが実際に計画を実施されてございます、最終的には試験湛水で確認をすればよいという、こういう見解でございました。

それから、地附山との関係で、同じような裾花凝灰岩であって同様の地すべりが起こるのではないかという、こういう点につきましては、浅川ダムでは、地附山のような岩盤がバラバラになった崩積土という、そういったものは確認されていないということで、地質状況に違いがあつて地附山のような地すべりが発生することはないと。それから深層崩壊というものがございますが、深層崩壊につきましては、ダムの貯水により誘発された事例というのではなく、表層崩壊に比べ発生頻度は低く、今のところ調査の必要性はないということ。さらには国の簡単な定義と同じ観点で既に調査をしていて、深層崩壊に類するものは起こらないと考えてよいという、こういった見解をいただいたところでございます。

それから、同じ3-3の最後でございますが、地すべり対策費用がかさむのではないかという点でございますけれども。これにつきましては、対策が必要と判断される斜面には有効な対策が計画されてございます、既に工事が始まっておりますが、現時点では増大の可能性というものは極めて小さいと考えているところでございます。

続きまして、論点3-4の「穴づまり」でございますが、これにつきましては模型実験での結果を私ども再度確認をさせていただいたほか、不測の事態により仮にこれが詰まったという場合には、維持管理用の放流管というものがございまして、これを利用いたしまして洪水を流すことも可能なことを確認をさせていただきました。

続きまして論点4、右側にまいります、「基本高水流量の妥当性について」ということですが、このあたりにつきましては、新たなデータも加えまして確認をさせていただきました。

まず1番目ですが、県の計画では降雨量を2倍に引き伸ばして過度ではないかという、こういうご指摘をいただいたわけですが、基本高水流量の決定というものは、国の技術基準に基づき算出されてございます、降雨の引き伸ばし率が2倍を超えるものにつきましては、技術基準により選定からはずしてございます。浅川の場合も、65年間の雨量データの中から抽出された13洪水のうち、引き伸ばし率が2倍を超えたものは除外いたしまして、10洪水の中から選定をしてございます、過度ではなく十分起こり得るものであることというふうに思っております。また、ここで使っております、この貯留関数法というものがございますけれども、これによって求められました毎秒450トンにつきましては、他の方法であります例えば合理式でも同様な結果が得られているほか、県内河川の他のものと比較しても、かけ離れていないことを確認をいたしました。

次に既往最大、過去観測されている中でも最大の洪水を基準とすれば、基本高水流量は450トンではなくて、330トン毎秒ということになるという、こういう点でございますが、この既往最大値をとるとということにつきましては、大変課題が多いということございまして、現在では採用されていない方法であるということでございます。

またカバー率を100%から下げまして、80～70%を採用すべきという、こういう点でございますけれども、現在の基準では、明確にその計画降雨から求められた最大流量となるハイドログラフ群のピーク流量を基本高水流量とするという、ちょっと難しい言い方でございますが、カバー率という用語をあえて使いますと、カバー率100%を採用することとされているということございまして、そうした点から、80～70%の採用はできないということなどを確認させていただきました。

続きまして、4-2の「飽和雨量」についてでございます。まず森林の保水力を評価すれば、基本高水流量が毎秒450トンよりもっと少なくなるのではないかと、こういうご指摘でございますが、浅川ダムの集水区域の森林面積は、この右側に森林面積の推移というふうに書いてございますが、そこに数字を載せてありますように、年とともに減少をし続けております。少なくともこれを見る限り、保水力が増加しているという判断はなかなかできないということございまして、また、こうした森林の保水力というものを飽和雨量というものにかえて使うということを、これは現時点では、全国的にオーソライズされた方法ではなくて、これは将来的な課題であろうかと思っております。

それから次に飽和雨量、雨が地面へしみ込む、その最大の量でございますが、これを、浅川の場合には50ミリというものを使っているわけでございますが、この50ミリというのは少な過ぎるのではないかと、こういうことございまして。その結果、少ない数値を使っている結果、基本高水流量が過大になっているのではないかと、こういうことございまして。今回、計画策定以降、被害が出た洪水でデータでございます、平成7年と平成16年の2つの洪水について、これを使いまして飽和雨量とピーク流量を求めました。報告書の47ページをご覧くださいますと、その辺が詳しく載ってございますが、この2つのものを加えました従来の4洪水に加えた6洪水の飽和雨量の平均を求めておりますが、それによれば、平均55.8ミリということございまして、計画飽和雨量で使っております50ミリは妥当であるというふうに判断をさせていただいたところでございます。

なお、この洪水によりまして飽和雨量にばらつきが出ているわけでございますけれども、中小の河川においてはこうしたばらつきは生じやすく、平均値で求めるのはやむを得ないという、こうした専門家の意見も確認をさせていただいているところでございます。

それから、続きまして4-3の「流域分割の変遷」ということでございます。これは流域面積とか流域分割が変更されていて恣意的ではないかと、こういうご指摘があったわけございまして、平成16年度の治水対策案から比べま

すと、浅川の流域面積につきましては、現在、約5平方キロメートルほど増えております。これにつきましては、その前からずっと浅川に流れ込んでおりました長野市の下水道があるわけですが、この下水道の集水面積との整合性を図ったものでございまして、この5平方キロメートルの増加については、より正確に実態を反映した結果であります。この流域につきまして分割をして、いろいろ計算をしているわけでございますけれども、これは恣意的ではないかということでございますが、これにつきましては、土地区分による雨が流出する形態が違うということでございます、それを正確にあらわすためには流域をどのように分割したらいいかということ、何度か試行錯誤したということでございます。何回か改定、最終的に19分割としておりますけれども、一時は33という細かい分割をしたことがございまして、そうした場合には、例えばため池の部分だけを分けて計算をしたということでございますけれども、これはあまりにも細か過ぎて、かえって計算の精度が落ちるとい、そうした弊害が生じたので、それを解消した結果、19分割に落ち着いたものでございます。

それから、この4-3の論点の、この下の方にリザーブ定数についての疑問ということございまして、やや専門的な言葉が出ておまして、計画の中ではさまざまな定数というものが使われておまして、このリザーブ定数というものは、簡単に言いますと、都市流域と自然流域の雨の流出形態の違いを反映しているということございまして、都市地域、自然地域が混在しているところでは、それぞれのを按分する形で設定をさせていただいているということでありまして、こうした定数について、個々にそれが正確さどうかということは大変簡単ではないということ、容易ではありませんので、この洪水時におけます実測流量と計算流量の適合の度合いを比べまして、結果的にその計算の妥当性を判断して、その定数の正確さといいますか、適正さも判断をさせていただいているところでございます。その結果、この定数などについても妥当と確認をさせていただいたところでございます。

最後でございますが、論点5の「河川整備計画の策定手続きについて」でございまして。住民の意見を聞いていなくて河川法の趣旨に反するのではないかという、こうした点でございますが。これにつきましては、概要に記載のとおり、法に基づき適正に策定されたことを確認させていただいたわけでございます。

以上、私どもの方から、今回の論点再確認に当たりましての報告書のものを、おおまかな点につきましてご説明をさせていただきました。大変どうもありがとうございました。

○市村議長

ありがとうございました。

それでは、ここで5分間休憩をとりまして、5分後から、今の説明に対する質疑応答を行いたいと思います。再開が7時半ということで、またここで再開をいたしますので、お願いをいたします。以上です。

#### 4. 質疑・意見交換

##### ○市村議長

それでは時間になりましたので、これから阿部知事の判断及び和田副知事のこの論点再確認、この辺のご質問を受けたいと思いますので、ご質問の方は挙手をして会員番号とお名前をお願いしたいと思います。

それと、会場の関係で一応8時半ということで、後片づけもございますので、8時半ぐらいまででぜひ終わらせていただきたいと思いますので、ご質問、いろいろ言いたいことはあろうかと思いますが、お一人5分はちょっと人数が少なくなりますので、3分から4分ということでお願いをしたいと思います。

それでは、ご質問の方、挙手をお願いしたいと思います。

##### ○神戸会員

私は浅川ダム建設中止を求める5団体会議の責任者で、31番の●●の神戸今朝人でございます。

私は、一つはというか、今日の一つの中心は、質問の中心は、1月12日の信濃毎日新聞の斜面で指摘している問題について、知事に質問をしたいと思います。知事は選挙公約で県政に臨む態度として、「県政に無駄はないのか、それを県民参加、完全公開で総点検したいと思います」と述べております。今日は改めて知事の選挙公約を読みました。これを日ごろの態度として、包み隠しのない公明正大な県政を推進するという趣旨を述べてきたものと思います。そういう立場からご回答をお願いしたいと思います。

信濃毎日新聞の斜面欄では、浅川ダムの検証に当たって、4人の学識経験者を選定し意見を聞いたものについて、その1人、淀川水域流域委員会の委員長であった宮本博司氏の意見と報告について、次のように信毎では言っております。

県が選んだ専門家4人の1人である、安全性や治水効果に不安や異論のあるダム、宮本さんはどう見るか。関心を持って報告書を読んだけども当てがはずれた。ほかの3人の内容がそれぞれ6、7ページの分量なのに比べ、宮本さんの話は1ページ余り、たとえと発言の全体と骨子ほどの差がある。宮本さんと県のやりとりは3日間、ほかの3人が各1日だと考えても、バランスを欠く浅川ダムへの意見を直接宮本さんに尋ねた。図面や写真を見る限りどうしても必要なダムとは思えないとの答えだったと、これが信毎が言っていることです。

要するに県の選定した脇坂氏や川上氏らの3人については、6～7ページの詳細な報告を公表していますが、宮本氏の意見は、県の意向に沿っていないから隠蔽してしまうという意図が明らかであります。ありありであります。知事の包み隠しのない完全公開で、公明正大な県政を進めるという立場とは全く違っているのではないかと、私は思います。

私は他の専門家と同様に、宮本氏の意見も詳しく報告してほしいと思います。自分に都合のよい意見だけは取り上げ、都合の悪い意見は抹殺するというのは、知事の言う全面公開、包み隠しのない公明正大な県政は偽りであるということをおっしゃるを得ないと思います。

この問題について、一つは県民参加、完全公開、この県民参加という点では、この公約では浅川ダムに対して、県民世論の6割以上は中断し見直すべきだという多数意見であります。この声に耳を傾けて新しい調査はほとんどしていませんから、改めて実際に新しい調査を行って、県民の納得する再検証を行うべきだと考えていますが、どう思うか、お答えをいただきたい。

2つ目は、宮本氏の意見を公開すべきであり、知事は完全公開という公約をしておりますから、宮本氏の意見を必ず全面公開することをこの会で約束していただきたい。よろしいでしょうか。この2つについてお答えを願います。

最後に、流域協議会は、浅川の、これまで10何回やって流域問題について非常に熱心な討論を重ねてきたわけでありましてけれども、これは県がつくった組織ですから・・・

#### ○市村議長

神戸さん、まあ一応、その問題はまた別の質問なり何なりで、一応、その前の2点ということで絞っていただかないと、時間がもう・・・

#### ○神戸会員

もうそれ以上言いません。流域協議会を無視して、ほかの会、ことをやっている。やっと流域協議会を開いたということは、これは重大問題ということを指摘しておきたいと思います。以上です。

#### ○市村議長

では、阿部知事さんをお願いしたいと思います。

#### ○阿部知事

宮本先生にかかわるお話がありました。これは宮本さんは、どちらかというところ、ダム建設に対して比較的厳しい目でご覧になれる方だというふうに私は思っております。何というか、県として都合がいいとか、建設推進に都合のいいことをだけやろうとすれば、あえて宮本さんの意見を聞くということには行わないというふうに思っております。

私自身、冒頭申し上げましたけれども、本当にダムの必要性であるとか、安全性とか、そういうものについて真摯に向き合って考えなければいけないと。そうしたときにダムの、技術的な部分も含めてわかっていらっしゃる方で、なおかつ、現行のダム行政に対して批判的な目をお持ちになられている方は誰かいないかなというふうに考えたときに、宮本先生がいらっしゃるということで、私としては、今、全く私としては、私の思いとは違うご意見をいただいたなど



いうふうに思いますけれども。むしろ批判的な目を持たれている方のお考えも取り入れなければいけないという思いで、宮本先生のアドバイスもいただいたわけであります。

宮本先生は、もともと国土交通省の河川行政に携わっていらっしゃる方ですが、ほかの、安全性等の技術的な学識者、専門家という形で個別の論点についてご意見をいただくというよりは、むしろ今回の論点整理の仕方、どういところがポイントか、そういう部分について相談をさせていただいたわけでありますので、そうした観点で、ほかの方の意見のまとめ方とはいささか違っているという部分はございます。

ただ、これは包み隠しごとのない県政と矛盾するわけではなくて、むしろそのやりとりの仕方というのがほかの先生方と違っていたので、こういう取りまとめ方になっているということで、別に私どもとして、隠すという考え方は全くありませんし、先ほど申し上げましたように、ダム推進に対してなるべく否定的な意見を聞かないというスタンスに立てば、最初からそもそも宮本先生の意見を聞くということにはなっていなかったというふうに、私は思っておりますので、ぜひ、そうした観点でご理解をいただければというふうに思っています。以上です。

○市村議長

よろしいですか、ほかに。はい、どうぞ。

○西澤会員

会員番号195番、●●の西澤でございます。

冬季オリンピックに伴い、新幹線車両基地建設で約3.5ヘクタール、そこは遊水地的存在でした。浅川上流にダムをつくれれば浅川下流の、下流域の水害がなくなると住民は信じました。しかし、浅川ダムは下流域の内水対策にならないことがわかり、県もはっきり認めております。

昨年、12月9日の県の説明でも、長沼幹線排水路一号・二号合流部、下流に溢水、たまる水はダムなしは28時間、ダムありが29.5時間、その差は1時間29分です。この説明でもわかるように、ダムをつくれれば下流域の水害は大きくなります。それなのに、なぜ380億円もの巨額の金額をかけて、危険で価値のないダムをつくるのか疑問です。20年間だましてきたことに腹立たしく、まことに残念です。県会議員は何をやっているのでしょうか。赤信号も大勢で渡れば恐くないのごとく、悪いことも大勢で決める民主主義では、県民は大いに迷惑です。前の知事の西松建設による1,000万円の疑惑、阿部知事には期待しておりましたのにまことに残念です。後世に汚点を残さないためにも、ダム中断、もしくは再検証をお願いします。

なお長沼、赤沼の住民に説明、陳謝するつもりは今後あるのでしょうか。

○市村議長

よろしいですか。要は回答としたら陳謝の問題だけですか、あとはご意見ということで承っていいんですか、その前段の部分は。

では、ちょっとこの辺で、どうぞお願いいたします。

#### ○阿部知事

まず内水対策、外水対策、内水氾濫、外水氾濫のお話でありますけれども。先ほど和田副知事からもご説明申し上げましたとおり、内水氾濫への対策と外水氾濫への対策とは、これは分けて考えなければいけないものであるというふうに思っております。

過去の説明の仕方、私どももどうだったのかということで確認しましたけれども、先ほどもありましたように、外水対策、内水対策、一定での区別してご説明してきたという部分はあると思いますが、ただ、先ほども申し上げましたように、途中の過程で、あるいはそのところが必ずしも明確にご理解できるような形の説明になっていなかったのではないかと、という部分もあった可能性はあると思っています。そういう意味で、住民の皆様方に誤解を与えているということがあるとすれば、これ何度もここでも申し上げましたけれども、その内水と外水の話は明確に分けなければいけませんし、過去、県として誤解を生じるような説明があったとすれば、その点についてはお詫びしなければいけないというふうに思います。

先ほど西松建設云々というお話もありましたが、私自身の判断は、これは県民の皆様方から付託を受けた知事として、私が責任を持って判断をさせていただいたわけでありますので、特に誰がどうだこうだということではなくて、本当に現時点、先ほど申し上げたようなこれまでの経過も含めて考えたときに、最善の判断であるということで、建設を継続するというので、私としての決断をいたしましたので、本当にこの問題、賛成のご意見の方、反対のご意見の方、それぞれのお立場からずっと議論されてきた問題でありますので、なかなか納得できないという部分のご意見もあろうかと思っておりますけれども、私としては、県全体の見地、そして浅川流域のこれからの安全性ということを考えてときには、やはり継続するということが望ましいというふうに考えております。

もとより、外水対策のためのダムでありますから、内水氾濫への対策というのは別途講じていかなければいけません。別途講じていかなければいけませんので、この点については、皆様方の協力を得ながら取り組んでいかなければいけないと思っています。この辺について、まだ県として皆様方にご説明をして、さらに次のステップに進んでいかなければいけない部分がありますので、何卒ご理解いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

#### ○神戸会員

さっきの質問に答えていないじゃないですか。宮本さんの件について、それ全部公開をしていない。知事は完全公開という公約をしておりますから、そう

いう点で、宮本意見を全面公開するという点を約束してほしいという質問をしたんだけど、それに回答がなかったですから。

○市村議長

要望ですか、淀川水系流域委員会の宮本委員長の、いわゆる何というか、見解を公表してくれと、そういうことですね。

宮本氏のそのいわゆる見解も公表してくれと、こういうことですね。それについて、では県側のご意見をお聞きしたいと。

○阿部知事

私どもとしては、宮本先生とのやりとりの復命書も全部公開させていただいております。先ほど申し上げたように、ほかの学者の方と内容的に精度が違っているというのがあります。それは、論点確認の作業のためのポイントみたいな部分を宮本さんにはご教示いただいたわけで、ほかの、例えば地質の専門家の皆様方にはこの地質はどうだこうだという、本当に具体的なことについてご議論いただいたので、そういう観点で詳しさの度合いというか、記述のあり方というのは違ってはいますが、私どもが、復命書としてそのときのやりとりを記したものについては、すべて公開しています。

もしこれから、いやいや、もし公開していないということであれば、具体的に言っていただければ、我々が持っているものはすべて公開していると思っておりますが、そうじゃないですか。

公開していないというのはどういう部分が公開されていないということでしょうか。

いや、ですから、先ほどから申し上げているように、ほかの方と違った扱いになっているのは、それは我々が伺っているアドバイスをいただいている観点が違っているからです。決して我々が持っている情報を隠そうという意図は全くありません。はっきり申し上げますけれども、それは全くありません。もしあれば、もしあればそれはお出ししますけれども、現時点で出していないものはないという理解でいいですよ。・・・ということですので、よろしく願いいたします。

いや、信毎がどう書いているのかちょっとわかりませんが。

○市村議長

まあ、それについては再度確認をしてもらってオープンにしろというところで、これは座長のほうからもお願いをすると、こういうことでよろしいですか。

ほかにご質問を、どうぞ。

○中沢会員

8番の中沢勇と申します。浅川のすぐそばに住んでおりまして、しょっちゅう川を見ております。

時間が大変限られているので、質問事項たくさんありますので、それは先ほど、県知事の阿部さん、副知事の和田さん、建設部長の入江さん、それから事務局の有賀さんにはお渡ししていますので、この場でご返事いただくのは無理かと思っておりますので、先ほど和田さんも大変ご苦勞をして原稿を読まれましたけれども、その回答はこの場でなくて結構ですから、あとでお願いいたします。

問題点だけ指摘しておきますが、ダム貯水地上流部の河床勾配は2度程度としている。2度というのは、100メートルで3.5メートル落下させなければいけない、勾配、普通の言い方だと30分の1以下より厳しいですと。これ2度というのは間違った判断、こういうような誤認識が、穴詰まりのところでいっぱいあるんですね。

もう一つ、大きな洪水では石や木が運ばれる。石や木が運ばれるのは大きな洪水だけではありません。これ片寄った見方です。これもごまかしです。

それから、年数回程度発生が予想される、およそ5立方メートル/secの小規模の洪水でも貯水されるためとありますけれども、普段川を見たらとんでもないですよ、もう。もうしょっちゅう流れている、いろいろと状況がありますから、これもお答えください。

それから、模型実験は3回行ったと言います。だけど、この3回、その都度一旦流れた、たまった土砂をすくってやり直しているんですよ。自然状態でたまれば、堆積がどんどん積み重なるわけですね。毎度まっさらのところをやって、模型実験をやったと、こんなものはごまかしです。

それから、流した石の大きさは16センチ以下だと、これもいんちきですね。

あともう一つ、試験湛水時に使用する放流管、直径80センチですか、これが穴が詰まったときのかわりになるんですか。これが勢いよく流れたときはどういうふうになるんですか。そういうことも書いてありますので、この辺についての明確なお答えをいただきたいと思えます。

それから千曲川の問題を考えるとどうしても、すみません、浅川の問題を考えると、どうしても千曲川の問題を考えないといけないんですね。県は、立ヶ花狭窄部の開削に期待しているようですけども、これは無理ですよ。これはもう前から学者も言っているし、これは夢物語です。こんなことに期待させる長野県は全く無責任ですよ。

その安全の問題については、私、思うんですけども、刑事事件であれば、疑わしきは被告の利益にということはあります。この治水の問題では、疑わしきは住民の安全本位と。ぜひ知事さん、そういうふうにご考慮いただきたい。いっぱい、その危険性は、地層、断層、穴詰まり、いっぱいあるわけです。それに対して真剣な訴えがありました。それから2回目の説明会では、賛成意見はありませんでした。みんながこの浅川ダムのことを心配しているんです。

そういう中で、これ強行しようとするのは、全く長野県の見識を疑われる。住民の生命を脅かすことを平気でやっているというふうには思われてなりません。ぜひそういうことで、千曲川水系全体のことを考えてください。

特に西大滝ダムの問題があります。これは昨年12月末に水利権が切れて、今まで、新しく申請はしてあるんですが、回答が出ていません。これについては国から長野県に意見を聴取することになっています。ぜひ、これを絶対拒否してください。この西大滝ダムができてからどのぐらい千曲川が悪くなったか。その資料を若干お渡ししました。ぜひお読みいただいて冷静に判断してください。今のままですと、千曲川の状況はますます悪くなります。

それから、当然、浅川の樋門を閉める時間が長くなります。しかも浅川だけでなく、すべての支流の排水門もみんな閉める時間が長くなりますから、どこでも内水災害がひどくなります。

時間が限られているので、早口になりましたけれども、ぜひ真剣にこの問題に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市村議長

質問事項は文書で出ているんですね。では、これはこの場で回答はしませんけれども、あとでいいということですね。

○中沢会員

これは、さっき原稿をお読みになった和田副知事さんにはちょっと無理だったかと思います。

○市村議長

後段の部分はご意見ということで・・・

○中沢会員

これは強い要望です。これは単なる要望ではなくて、長野県にとって本当に重要な問題です。本当にもう千曲川があふれるという、国は資料を出しているんです。

○市村議長

わかりました。では、どうぞ。

○阿部知事

まず、疑わしきは安全本位という話ですけれども、私も、例えばダムをつくったほうが安全になる部分というのは当然あるわけですね。私としては、全体的な判断としてダムの必要性、それからダムの安全性、こうしたものについて私として確認作業を行わせた上で、判断した上で建設を進めていくということ判断しているわけでありますので。

今、お話があったように一般的な、大きな建造物をつくるから危険だとかということではなくて、ぜひ具体的な、こういうところがこういう形で危険だということでご指摘いただかないと、やりとりを聞かれている方は安全だ、無駄だ、そういうことで言われると、何となくそういう雰囲気になってしまいかねないのではないかなというふうに、私はそこは強く懸念をしております。

それから、千曲川の立ヶ花の狭窄部の開削の話ですけれども、これは私も真剣に国土交通省に要請していますし、国土交通省でも問題意識を持って検討してもらっているところでもありますので、全くそれが可能性がないということはないというふうに思っています。そこは、またそれも周りで聞かれている皆様方が誤解をされるといけないので、私の認識はそういう認識でございます。

それから、西大滝ダムについては今の時点では意見照会は来ていないと、県に対しては意見照会が来ていない状況でございますので、これは県の意見を求められた段階で、適切な対応をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○中沢会員

私は、具体的にその再確認について言っているわけです。全く答えていないと思います。

○市村議長

いや、だから・・・

○中沢会員

河床勾配と、ちょっとだから、今、県知事は、私がおの具体的に質問していないかのようにおっしゃったんですが、私は具体的に河床勾配が2度とかという、そういうことを具体的に指摘します。そういうことについてお答えください。

○阿部知事

その点については、ちょっと私の言い方が適切でなければおわびしますが、ここに中沢さんからちょうだいしたものについては、私どもとしては、文書でお答えするようにしたいと思います。

私はこの場で、この文書をご覧にならないで聞かれている方もいらっしゃるわけですので、そうした点で誤解のないようお願いしたいということですので、ぜひ、その点をご理解いただければと思います。

○中沢会員

もう一つ、河川改修の問題です。河川改修というのは下流からやるのが原則ですよ。ところが、もう立ヶ花の開削と叫ぶたびに飯山の人たちは怒っている

わけです。これは当然です。千曲川河川事務所も下流の方からやると言っているわけです。

問題は、さっき言いませんけれども、上げた文書に書いてあります。千曲川の最下流、新潟県境から22キロは県指定区間ですよ。ここの信濃川水系の河川整備基本方針ができて、国の直轄区間の河川整備計画の作成に取りかかっています。長野県は何もやっていないじゃないですか。下のことをやらないで、上ができるわけがないでしょう、もっと勉強してください。以上です。

○市村議長

ほかに。はい、どうぞ。今の意見に対することで。

○北村河川課長

建設部の河川課長の北村でございます。よろしくお願いたします。

今、中沢さんのほうから、新潟県から22キロは県の管理区間であると、そこを何もやっていないというふうにお話をされたものですから、それはちょっとそういうことではありません。国と調整をしながら、今、県の方でもできる限り改修を進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思っています。よろしくお願いたします。

○中沢会員

私は北陸地整と話してきたんですが、そういう話はないと聞いていますが。

○市村議長

北陸地整・・・それは長野県も管轄に入るわけですか。

○中沢会員

そうです。北陸地方整備局、飯山のほうは・・・

○北村河川課長

北陸地整の方が何と言ったかちょっと私は理解できませんけれども、県は現在、飯山市の下境というところ、それから桑名川の合流であります市川橋の辺りでございますけれども、これについて鋭意事業を進めております。

○中沢会員

・・・河川工学で言いますと、もっと河川のあるべき形は広いんですよ。これ全くほっておいて、いきなり立ヶ花の開削なんてできるわけないんですよ。それから、ああいう狭窄部というのは、非常に岩がかたいわけです。あのかたいところを広げるのはどんな難工事ですか。ダイナマイトを使えば対岸に響くし、やれるわけないんです。そういうやれるようなことを言って、そっちをすっぽかしておいて浅川ダムだけつくれば県民の生命・財産が守れると、安全性

も確保できるというのは、私たちは理念で反対しているんじゃないんですよ。浅川ダム反対は理念じゃないんですよ。

○市村議長

まあ意見として・・・

○中沢会員

ちょっと待って、これ、長野県にとって非常に重要ですから。

○市村議長

中沢さん、別途文書で回答をいただくということで。

○中沢会員

これ別途、建設部の人と話し合いをさせてください。前の知事的时候にはそういう話も何度かありましたから。

○市村議長

よろしいですか、では、どうぞ。

○内山会員

いろいろ疑問があります。●●●●の27番、内山卓郎です。ダムの安全性に絞ってちょっと意見を申し上げます。

今回の報告書は、専門家として土木研究所地質監の脇坂安彦氏と信州大学工学部元教授の川上浩氏から意見聴取を行うなど、再確認を行ったとしています。この2人について、報告書はダム地質の第一の権威者の脇坂氏、また地すべり等の権威である川上氏と、計5回にわたり権威者であることを繰り返し強調しています。脇坂氏は、建設省と国土交通省の土木研究所で、全国のダム計画を建設具体化してきた立場からダム地質関係を担当してきた方です。

川上浩氏について触れます。1985年7月に発生した地附山地すべりの10年裁判で、川上さんは被告長野県が開発造成した、戸隠バードラインと地すべりとの関連について過失がなかったと証言した県側の証人でした。長野地裁の判決は川上証言を認めず、県が全面敗訴の結果となりました。そして東京高裁へ控訴しなかったため、一審判決で確定しております。

次に、県が13年前の1997年2月に発行した浅川ダムの立派なパンフレットがあります。これです。このパンフレットを見ますと、川上さんは顔写真入りで、4ページにわたって地すべりのことを、県のPRに協力しているわけです。それから、今回の再確認報告書は、2000年2月の県地すべり等技術検討委員会の報告書を根拠として何度も引用していますが、この委員会の委員長を務めていたのが川上さんです。



今回の報告書の参考資料は、川上さんとの一問一答をA4判、7ページにわたって詳しく書いています。この中にはいくつもの重大な間違いがあります。その誤りの一部は、昨年12月8日、信大元教授の小坂共栄さんが具体的に指摘して、知事への要望書を出しました。いくつもの過ちのうち私も補足します。

県が12月に県庁講堂で開いた説明会のとき、専門家の川上さんの話を40分ほど県民に聞かせました。浅川ダム一体の地質条件は裾花凝灰岩なのですが、川上さんは、参考資料では裾花凝灰岩は地すべりを起こさないとと言われてきた。また、この12月の県説明会のときには、地附山地すべりは裾花凝灰岩で発生した最初で最後の地すべりであると、こう断定しました。つまり裾花凝灰岩の浅川ダムでは地すべりが起こらないと言いたいわけです。

川上さんは、昨年6月、「山が動く土が襲うー長野県の土砂災害」という非常に立派な本を出しました。この本です、2,500円の高い本ですけれども。この本の中で、実は茶臼山地すべりが裾花凝灰岩であるということをはっきり書いてあるんです。川上さんが出した本です。そこに書いてある。川上さんは、だからこの間の説明会で、うそを言っているわけですね。茶臼山の地すべりというのは、篠ノ井の地区ですが、明治時代に発生して昭和40年ごろまで続いた大地すべりでした。浅川ダムの話になるとうその説明をして、県民をあざむいているわけです。川上さんは、まぎれもなく県行政の御用を相勤める学者であり、県にとって役立つ貴重な専門家だと言わざるを得ません。つまり県の作業チームが参考意見を求め、地すべりの権威として紹介している専門家の選び方に問題があるわけです。いくつもの事実の過ちをしている専門家の意見で、浅川ダムの安全性を確認した、再確認した、また地すべりも断層も大丈夫だなどと言われて、どうして県民が安全性の結論を信用できるんですか。

とりあえず、あと、今のことについて、私が言ったことにもし過ちがあるんだったら、具体的に反論、指摘してください。

#### ○市村議長

以上ですね。今の質問の回答はどうしますか。どうぞ、お願いします。

#### ○北村河川課長

川上先生のお話の中で、私どもが確認させていただいたのは、浅川ダムの部分、確かに裾花凝灰岩であると。裾花凝灰岩であるがゆえに、それは地すべりの危険性を持っているのではないかというようなお話があるのではないかとということで、先生にお話を伺いました。

その中で、地附山につきましては、いわゆる先生は、地すべり等技術検討委員会で・・・

#### ○内山会員

いや、地すべり機構解析検討委員会の委員です。

○北村河川課長

の委員もされておったということで、あわせてお聞きをしたということでございます。

地附山につきましては、裾花凝灰岩の中にいわゆる上部層、それから中部層、そして下部層という、その・・・

○内山会員

それは報告書に書いてあるし、参考資料に書いてあるから。私が言っているのは、私が今言った、そういう専門家を使って安全性の結論を出したと。その、私が言ったことに間違いがあるんだったらご指摘くださいと言っているわけです。

○北村河川課長

川上先生につきましては、いわゆる先ほどの地附山の解析、あるいは今回の浅川ダムの地すべり等技術検討委員会の中では委員長をしていただいたということから、その委員長の立場から先生にお話を伺ったということでございます。

○内山会員

ところが、委員長が、例えばF-V断層についていろいろ再調査の必要性がないとか、いろいろ言っていますね。参考資料に一問一答で出ています。この中にいくつも間違いがあります。だから、そのいくつかの部分について、先ほど言いました、小坂共栄さんがおかしいと、こんなことをおれは言っていないし事実が違うということをご指摘したわけです。これ、私が言ったことではなくて、例えば小坂さんの要望書が間違っているというんだったら、小坂要望書のどこに間違いがあるのか、それを答えてください。

○市村議長

ちょっといいですか。今、内山さんが言われた小坂さんの要望書というのは、阿部知事あてに出してあるんですね。その回答は、まだ来ていないと。

○内山会員

いや、要望書ですから・・・

○市村議長

回答を求めていると、こういうことですね。これどうなんですか、ここで・・・

○内山会員

もしその辺で事実の、私が言ったこと、あるいは小坂共栄元教授が言ったこと、これが間違いでないというんだったら、反論できないんだったら、それは認めたと理解していいですか。

○市村議長

まあ内山さん、これは県側の川上浩さんと一回、確認をとるというあれはあるのではないですか。ですから、この場で・・・

○内山会員

いや、確認をとらなくても、こういうもので違うでしょうと。それから、川上さんに確認をとらなくても、事務局として地すべり等技術検討委員会とか、あるいは、トレンチ掘削調査なんかは全部県職員が同行しているんです。当時の職員はみんな知っているわけです。だから川上さんが間違っているか、間違っていないかということはわかるはずなんです。

○市村議長

だから、それはここでやりとりをやって時間だけ食うので、後日・・・

○内山会員

だから、時間を食うから、私が言ったことの実が違うのであれば、その事実を指摘してくださいということです。

○市村議長

いや、だからそれは検証して、後ほど回答ということでもよろしいですか。いいですか、もう一回、では。

○北村河川課長

それにつきましては前回の県庁でお話をさせて、川上先生がお話したときに、そういうようなお話を、やはり内山さん質問されたということの中で、例えば踏み分け道の話、これについては川上先生は誤解されていたということを自分で・・・踏み分け道と言ったのは北沢先生じゃないですかというようなお話をされて・・・

○内山会員

北沢さんは踏み分け道とは言っていません。人が歩いた道、あるいは、けもの道ではないかということを行ったんです。踏み分け道と言ったのは川上さんです。

○北村河川課長

それについての川上先生は、自分で確かされたと思っております。

○朝比奈会員

議長、提案。やはり今までの話ですと、いろいろ食い違いがあっいけないから、この食い違いの問題については、座長、座長代理と、こういう食い違いの問題については、別途、両方で確認していただきたい。

それで、内山さんにも入っていただいて、それを確認していただくということでしょうか。

○市村議長

この場では一応やって、対応は後ほど考えると、こういうことでよろしいですか。では、次のご質問を。はい、どうぞ。

○竹内会員

会員番号6番の竹内と申します。

先ほどの説明の中に、内水対策についてなんですけれども、実をいうと、排水機場の揚程が、30トンでは・・・4.4メートルがあるのが30トン毎秒ですね。それから2.1メートルのが14トンあるわけですね。それで2.1メートル、今の水面より最初の、いわゆる浅川の水が出しているときに、2.1メートル以上上がった場合は、例えば2.2メートルなんていけば14トンはもう上がらないと。残ったのは30トンさえ行かないということなんです。それで4.4メートル上がると、あと30トンもとまってしまうということになると、浅川の水はどんどん増えるばかりですね。それで、水はたとえ1キロ先であろうが、2キロ先であろうが、水面は全部水平になりますね。

ということで、千曲川の合流点から6.4キロ先の駒沢川ですか、そのところまで行ったとき、千曲川の合流点で5.5メートル、川の水が、浅川のところがなった場合、駒沢川は0.87メートルで標高差が全部同じになるんです。ということは、それ以上、土手があっても上は切れることがないと。仮にではなく、今、現在、上へダムにつくって一切流さないといっても、それ以上に水は流れないと、あと、オーバーフローしてしまうということで。内水対策について、前にポンプをつけるということになっているんですけれども、これは千曲川の水が5.5メートル以上、いわゆる4.4メートル以上上がった場合はポンプもきかないということになってしまいます。

ということで、ポンプをつけるのであれば、今、鳥居川の方は空いています。鳥居川の方に流すような形で持って行っていただきたいということで、内水は出ないようにしてもらいたい。

それから新幹線のところが、先ほどどなたからありましたけれども、前は遊水地だったということなんですけれども、今回、新幹線が金沢まで行きますね。そうすると、現在はどういうふうになっているか知らないんですけれども、長野の新幹線の基地は要らなくなると思います。ということは、全国のJR東日本がやっているのでは、車両基地が必ず始発か最終のところにはかないんです

ね。例えば盛岡とか、仙台とか、東京とかという、途中にはないんです。ということは、長野の新幹線基地は要らなくなるのではないかということになるもので、その跡地についてはJRのほうとよく話をして、要らなくなるのであれば、全部が要らなくなるかどうかわかりませんが、半分以上は要らなくなるのではないかという私の推測です。そういったところに遊水地をつくってもらって、内水を一切出さないというような、いわゆる施策を県ではとっていただきたいということでございます。以上です。

○市村議長

はい。今のお話に対する回答は、先ほど阿部知事も触れていたように、今後の問題として、どうぞ。

○北村河川課長

内水の計画については、現在、全体計画というものをつくらせてもらっておりまして、この3月といいますか、今年度を目途に作業をしておるところでございます。この全体計画ができた段階で、また地元の皆さんでありますとか、この流域協議会にお話を、またさせていただきたいと思っております。

ただ一つ、内水を全く起こさないようにという、確かに災害を起こさないということになりますけれども、やはりそこらは、今の計画の中ではいわゆる床上浸水防止という、58年の計画に対しての床上浸水防止という形の中で計画をさせていただいておりますので、この辺、また計画ができた段階で、しっかりお話させていただきたいと思っております。

また、一つの案として、鳥居川の方へというようなお話がありますけれども、これについてはなかなか、これ技術的な話がございまして、これについてもまた、ちょっと今の段階ではなかなか難しいですというお話だけさせてもらって、また、その計画を説明させてもらう機会をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○市村議長

よろしいですか。ほかに・・・はい。ちょっと阿部知事。

○阿部知事

新幹線の車両基地の話がありましたが、確かに北陸新幹線長野以北、今、工事中でありますけれども、現時点で車両基地が不要になるという話は全く出ておりませんので、その点、ちょっと誤解があるといけませんので、よろしく願いいたします。

今後、もしそういう話があったら、そういう活用をしたほうがいいのかというご意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

○市村議長

ほかに、どうぞ、後ろのほうの方、茶色の背広を着ている。

○西沢会員

私、番号は14番の●●に住んでおります西沢良孝といます。ちょっと最初に事実だけお聞きします。

赤沼と豊野の水害は直りますか、直りませんか。ちょっとそこをまず、知事でも、さっき和田副知事、ちょっと何かそれらしきことをお答えになりましたが、直りますか、直りませんか、ちょっとそれをまず。ダムができて直りますか、直りませんか。

○市村議長

端的な質問のように聞こえるけれども、いかがですか、和田副知事。

○和田副知事

先ほど、シミュレーションの図をいくつかお見せした中でご説明を申し上げましたけれども、ダムがあっても、ダムがあっても赤沼地域のあの図の中では、その前の状況とは若干違っておりますけれども、全く浸水が起こらないという状況ではなかったですね。起こるということで、ダムには限度があるというふうに、私、先ほど申し上げたのは、そういう意味でございませうけれども。

○西沢会員

わかりました。それでお聞きするんですが、そうすると、赤沼や豊野に、今起きている水害は直らないということですよね。

○和田副知事

ですから、私も・・・

○西沢会員

いや、ですからねではなくて、直らないか、直るかということです。

○和田副知事

ダムは必要ですが、その分については、内水対策をしっかり進める必要があるということで、重要であるというふうにご説明申し上げたところです。

○西沢会員

そうすると今まで、先ほど副知事が説明されたのとちょっと違います。今まで外水と内水を分けて、というふうにおっしゃっていましたが、赤沼や、例えば具体的に言います。

例えば、一番最初の新幹線をつくるときの地元との対策委員会の中では、ダムをつくるから赤沼や豊野の水害が軽減、もしくは直るような説明になってい

まず、契約書を見てください。赤沼の対策委員会と県、当時の鉄道建設公団、県、市、それが全部連名で判子を押してあるのを見てください、県はちゃんと入っていますよ。

#### ○和田副知事

確かに、今、ご指摘のところが、先ほどの概要版の論点1の1-2のところを私が申し上げたことをごさいます、内水氾濫が非常に、ダムをつくることでその内水氾濫、赤沼地域のあの辺の氾濫の防止に効果があるように説明してきたじゃないかということについて、私どもとすれば確かにきちんと分けて説明したつもりですが、それについて誤解を招くことがあったのではないかとということで、これについてはきちんと反省をして、反省をした上で今後きちんと対応していきたいという、このようにご説明申し上げたところです。

#### ○西沢会員

ならば、違っていたのなら、そのところへ行って、先ほどあちらの新しく入られた会員の方も申し上げられましたが、ならば、違っていたんでしたら、改めてそこは違っていたというふうに言うべきですよ。なぜかという、それは今までの経過、今日もたまたま見ると、ダムをつくって水害を防止するというふうにさんざん言っていた方が、今日は何か全員お見えになっていないんです。残念だけれども。知ってか知らずか、お見えになっていないんですよ。だからダムをつくれと。

というのは、今まで県が説明してきたことは、20年間、ではそうすると、うそを言っていたということですよ。20年間、それは非常に重大ですよ。内水と外水というのは、初めから言っていないよ。初めから、今から20年前以上に内水、私もたまたま治水・利水ダム等検討委員会の浅川部会の会員でしたので、あのときにそういうことを、当時、県が持ち出したんですよ。それまでは、私は内水とか外水というのを知らなかったんです。水害というふうに考えていました。水害だったんですよ。それがいつの間にか、内水と外水に何か分けたんですよ。あれ何か役人の、これ何というか、非常に頭のいい、これ分け方かなというふうに私はこれを思ったんですが。

ですので、これをもう一度言いますが、赤沼や豊野の人たちには、あのダムはできても水害は直りませんというふうにはっきり言っていたきたい。今度、知事はそこのところは認めていらっしゃるから、それは一步前進だなと私も買っております。ただ、今までの知事さん、及び当時の部長さん、いわゆる土木部長さんたちは、それを言い訳を、前後左右にして譲らなかったんですよ。だからその点は、今度の知事さんは認められたということですので、それは科学的に一步前進されたかなということですよ。

いずれにしても、赤沼や豊野の水害はダムができて直らないということだけは、それはこの場で確認できたということは非常に私も一步前進です。

それと同時に、直らないということや、少なくとも水のつく地帯の人には、直りませんということだけは、きちんと県の責任において広報なり何なりで言ってください。以上です。

○市村議長

はい。ありがとうございました。ほかの質問に移っていいですね、ほかに、どうぞ。それでは右の・・・この次に、ではすみません。ではどうぞ。

○芋川会員

158番の芋川と申します。

私は、子供のころからこの千曲川の水害を見つめてきていたわけなんですけれども、物置がありまして、その物置の2階の台の上まで水が、その当時は堤防がありませんでしたから、水が入りまして、長持ちや何かぼこぼここと浮き出してあれしまして、そこから水害のないところへ、400、500メートル離れた少し高いところへ土地を買って移住するというようなことを、親たちが考えておったわけです。

それから、昭和58年にまた堤防決壊するというようなことがございまして、親戚や、その親戚先からみんな来て1階にあった荷物を全部、それから床下も全部はげるようになっておりまして・・・

○市村議長

あの、なるべく簡潔に要点だけお願いします。

○芋川会員

まあそんなことで、河川事務所の河川愛護モニターを1年やらせていただいて、いろいろ千曲川の浚渫、それから西大滝ダムの問題、私もその水害地を全部見て歩きました。相島の水害、市川の水害、堤防決壊での水害、それから樽川、それから戸狩なんかの水害、それから信州新町の水害もありましたし、奈川の水害も、転勤していらっしゃいましたので、その惨状を見て本当に水害のおそろしさというものを感じておるわけなんです。

先ほど出ました立ヶ花の狭窄部の開削、それから西大滝のダム問題、これも河川愛護モニターをやっておりましていろいろ勉強させていただきましたし、ここにお見えの方からもいろいろ聞きましたので、今回、大滝ダムが22年に更新するわけございまして、地元で総決起大会を開いてダム廃止運動なんかもしたんですけれども、まあ・・・

○市村議長

大変失礼ですけれども、同じようなご意見でしたら、簡単にもう済ましていただきたいと思います。



○芋川会員

河川整備計画の公聴会が河川事務所でありまして、そこへ出ても申し上げたんですけれども、この水害はやはり狭窄部とダムの2つの問題点があると、こういうことで、信州新町もダムで水害になりまして、国道が不通になりました。そのときも、ああやってダムでわかりましたけれども、あそこでも住民総決起集会を開きまして隧道をあけて排水すると。ところが、一本ではまだだめだというので、二本目をあけるようにというような運動をしておるようだけれども。

○市村議長

おそれいりますが、まあ、今日はこの浅川の論点確認を中心の質問ということにしませんと、時間ももうお一人かお二人の質問で終わりになるので、何か要点だけ、簡単におっしゃっていただければと思いますけれども。

○芋川会員

そんなことで、結局、22年のダム更新ということでもう決まってしまうようなんですが。市町村長や学識経験者の意見を聞いて決めるというような公聴会での説明でありましたけれども、やっぱり補助金が魅力で、結局、行政のほうでは更新を受け入れるというような結果になったのではないかと思います。

そんなことで、これからもまた水害の問題が、特に内水、外水の問題で出ておりますけれども、村井知事さんのときも、ようこそ知事室へというところへ出まして、その千曲川の浚渫なんかも要望しましたら、村井知事さんは北陸地整へ行きまして、浚渫をぜひやってくれということで信毎にも載りましたけれども、ぼちぼち始まるのかなというような感じですがけれども、強力にまた推進、要望を上げていただくようお願いしたいと思います。

いろいろ資料も持ってきておりました。知事さん宛のものを持ってきておりますけれども、田中県知事、村井県知事なんかも大変骨を折られたんですけれども、なかなか実現しないというような面が多いんですけれども、阿部知事さんには、また全力を挙げて交渉をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○市村議長

それでは、時間ももうないので、あと二人だけということで、では女性の方。

○木下委員

●●小学校の南に住んでいます。私はこの問題は、命と財産にかかわる問題として20数年心配をし、いろいろな活動をし、この会にも参加しています。

そもそもこの浅川ダムという問題が起きたのは、下流の水害を防いでほしいという、そういう観点から発足して、ダムをつくれれば下流の内水災害は防げる

んだと言いつつ、また新幹線の問題でも、ダムができるから大丈夫だとうそをつき続けてきた結果、今になって下流の内水災害も防げないし、ダムをつくれれば、なお水害が助長するということもはっきりしました。そういう意味で、この会は治水対策を実現する会です。こういうことがはっきりしている以上、この会として、浅川ダムは一時中止して、ダムなしのそういった治水を考えてほしいと思っています。

地附山地すべりでの教訓を生かすならば、絶対つくってはいけない場所です。地すべり地帯の巣の中にできる、そういった場所でありますし、浅川のループ橋の上のトンネルは、ダイナマイトで穴があけられないほどもろくて、掘削作業でつくった、そういう本当にもろいところです。

やはり知事さんの考えているように、命と財産を守る立場で、そういう信念を持ってられる知事さんでしたら、やはりこのダムは危険だ。そして、先ほども宮本さんのことは比較的厳しい意見ということは、ダムは危険ですという意見ですよ、私はそういうふうに察しました。そういう意味でも、知事さん、子供たちが今の知事さんに本当に期待しているし、信毎の記事を見ても、この子供たちを悲しませるようなことはしてほしくないなと思っていますので。

前回の県庁での説明の中でも、知事さんは、今でもダムなしの治水を、と申されておりましたので、ぜひそれを貫いていただきたいと思います。下流の床下浸水はやむを得ないとか、そんなことは、命や財産にかかわる問題を大事にする、信念とする知事さんとしてはやってほしくない問題です。

この会としては、ダム中止の方向で話をまとめていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

#### ○市村議長

ご意見として、今、承って、流域協議会云々ということは、これは座長、副座長だけで決められる問題でもございませんので、これは、会員のやっぱりご意見で流域協議会の最終的な意思決定はしなければいけないと、私は考えるんですけれども。

#### ○女性

今日は時間がないということですので、これで終わりではなくて続けていただきたい。よろしく願いいたします。

#### ○市村議長

流域協議会の継続というのは、あれですね、今後ともやると、そんなようなことで、では、県の方からちょっとお話、その辺のあれはお話していただきます。

#### ○入江建設部長

流域協議会の継続ということですが、また内水対策とかを皆様にご説明して、意見を伺わなければいけませんので、引き続き継続ということでさせていただきたいと思います。

○市村議長

よろしく。あとお一人だけ、では。時間もありますので3分ぐらいで、ひとつお願いします。

○小松会員

あのね、今日、せっかく知事、副知事、部長、課長も見えていますので、論点再確認報告書の問題についてだけお聞きします。

論点再確認報告書の流出モデルは、流域面積68平方キロ、9分割、河道なしでやっていますよね、42ページに載っていますね。いいですね、確認です。

○市村議長

今のはいいんですね。

○小松会員

42ページ、報告書の42ページです。そうですね。

○北村河川課長

68平方キロでやっているのと。

○小松会員

68平方キロ、9分割、河道なしの計算結果が出ていましたよね。出ていますね。だけど、例えば副知事が11月県議会で、トライアル信州の議員の質問に対して、73平方キロにしたけれども、実際は444トン毎秒しか流れないから基本高水は変えないという話をされましたね。これを言うっておられますね。

それと論点再確認報告書を読むと、合理式での検証とかゲリラ豪雨に対する解析というのは、全部平成19年の村井県政時代の流出モデル、73平方キロ、19分割、河道あり、河道ありのモデルで計算していましたね、いいですね。

ところがこの、ちょっと専門的になるからごめんなさいね、ちょっと聞いておいてくださいね。この河道も、というと、河道の遅滞時間、遅滞時間というのがありまして遅れますから、ピーク流量は15～20%ぐらい減るんですよ。今までやったやり方は、各流域の流出のピーク流量を全部合流点で足しているんです。けど実際は、上流のほうが洪水到達時間が1時間ぐらいありますから、1時間ぐらい前の流量を足さなくてはいけないんです。それやると、昭和61年9月のモデル洪水のピーク流量は444トンではないんです、340トンぐらいにしかならないんです。

そうしたら、これは村井さんが平成19年に、確実性、経済性、それから効率性を勘案して穴あきダムにしましたという計算根拠は丸っきらないんですよ。治水安全度100分の1、450トンという与件は与件じゃないんですよ。これどうしてわかってくれないんでしょうか。

阿部知事に申し上げます。村井さんがこんな間違った計算で決断をしたということに対して、それをそのまま受け継いでダムをつくるということは、村井さんのこの間違いを引き継ぐことになります。それとも、いやどう計算してもやっぱり444トンなんだというのなら、そういう証拠を見せてください。どちらか、村井さんのやらせた計算が間違っていたというのなら、それでも引き継ぐのか、やはり正しい判断にしたら、そんなに流れませんと。入江部長、これ、あなたが部長になる前の仕事ですよ。だから私は知らないと言ってもいいんですよ。

それから、阿部知事は、今、そんな話を聞いたと、本当に計算したらそうだったのかと、これは村井さんの治水安全度100分の1、450トン毎秒というのは与件だというのは間違いだということをしっかり認識して、ダムの再検証をしましょう。利根川の・・・

○市村議長

小松さん、一応、その論点は、先ほど出た論点でいいわけでしょう。

○小松会員

いやいや論点は、だからこの間違いを間違いではないというのなら、その証拠を示してほしいと、間違いなら、その間違いをそれでも引き継ぐのかということについて阿部知事の回答をいただきたいということです。以上です。

○阿部知事

まあ村井知事、与件というふうにおっしゃったということですがけれども、ちょっとその、どういう発言をされていたか私も定かにはわかりませんが、先ほどご説明した資料にもありましたように、基本高水流量の妥当性についても、私は全く無批判に受け入れるということを行っているわけではありません。本当に高水の決定方法、あるいは飽和雨量、あるいは流域分割、先ほど面積の話もありましたけれども、私自身も最初聞いたときは、何で昔と面積が変わっているんだという素朴なところから疑問を持って、そういうところの説明を求めたりしたわけでありまして。

この基本高水のあり方について、決して前任者の考え方を無批判に受け継いで結論を出したということではありませんので、ぜひ、そこはそういうことをご理解いただければというふうに思っております。

ちょっと細かい点については、課長のほうからお話をさせていただきます。

○北村河川課長

小松さんの方からはメールもいただいております、回答は少し遅れておりますけれども、またそのメールの回答をさせていただきますけれども。

まず洪水のいわゆる実績流量をしていないので、降雨のほうから出しているということで、これは国の基準であります、その河川砂防技術基準でありますとか、それから平成11年にでき上がりました中小河川の手引きという、手引きでやっているということ。

そしてもう1点、ちょっとこの場でお話させてもらいたいのは、いわゆるあの中で、中小河川の手引きの中で出ている、いわゆる遅れ時間のITというんですね・・・すみません、TIは・・・すみません、TLは河道の流下時間ではないということだけ、この場でお話させていただきますけれども、細かいところはまたお答えを文書の方でさせていただきます。

○小松会員

この計画というのは、河道の・・・。だって125メートル毎秒になるんですよ。そんなもので遅滞時間を計算して、合うわけないですよ。

○北村河川課長

すみません、そこが、そこで使わないということをちょっとお話させていただいております。

○小松会員

だから使わないで、例えば上流が5メートルから6メートル、ここに書いてあるでしょう、中流が4メートルから5メートル、書いてあるじゃないですか、それを入れて計算し直しなさい。そうしたら、340~350ぐらいしかありませんよ。

○北村河川課長

そこが、それを使わないんです。使わない、TLを。流下時間を使うところではないということです。定数だということです。

○小松会員

あれは貯留効果を計算するときのTLですよ。それをあなたたちは、遅滞時間を計算するときのTLに使っているんですよ、そこが間違っているんです。入江部長、にやにやしていないで、ちゃんと答えなさいよ。

○市村議長

小松さん、時間も大分・・・

○小松会員

いやいや、これ重要なところなんです。時間だなんて言わないでください。あなたはどっちの方の味方なんですか。

○市村議長

いや、どっちって、会員全員の味方なんですよ。

○小松会員

そうでしょう、だけど重要なところなんです、これ。だから、与件が崩れるか、崩れないかということなんですよ。

○市村議長

文書で回答はだめなんですか。

○小松会員

やっているんです、やっているけれども、12月の19日でしたか。もらっていないんですよ。だから、ここで質問しているんです。

○市村議長

だから、まあ時間も過ぎていきますので。

○小松会員

まあとにかく、今回、入江部長の返事を聞きたい。

○入江建設部長

では、これで私が答えて終わりということで。県は、中小河川計画の手引きに従って計算しています。小松さんのご指摘が間違っていると認識しておりません。

○小松会員

何で、あれは貯留効果を計算するときのTLなんです。あなたたちはKもあれPも使っていないじゃないか。ということは、完全に遅滞時間の計算をしなければいけないんですよ。

常識的に考えてごらんください、1時間、1時間半前のピーク流量を足したら、手計算でも簡単に15%から20%減になりますよ。

○市村議長

あとは、ちょっと今日のところはこれで切らせていただいて。

最後に、私のほうから申し上げるのは、先ほどどなたかの質問にもございましたように、流域協議会は今日で終わりではございませんので、今後、また県のほうと相談をして日時を決めて、今日、それ以外の質問でもちょっとやり残

しているものが2、3ありますので、そういうものも含めて次回に、なるべく早い時期に、座長として流域協議会の開催をお願いしますので、そういうことでご了解をいただきたいということでお願いをいたしまして、今日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

## 5. 閉 会

### ○事務局

外は凍っているところもあるかと思imasので、お足元にはお気をつけてお帰りいただきたいと思imas。

なお、会員の皆様には、名札を受付のほうでお返しをしていただきたいと思imasので、よろしくお願いいたします。